

- ・ エミューやその製品の輸入をしている
- ・ 生体の鶏、鶏肉、鶏卵などを輸入している
- ・ 海外へ渡航される、海外から帰国される

皆様へ

令和8年10月1日から エミューやその製品は動物検疫が必要です

家畜伝染病予防法施行規則の改正により、**動物検疫の対象家畜にエミューが追加**されます

(公布：令和7年9月29日、**施行予定：令和8年10月1日**)

【新たに動物検疫の対象となるもの】

- ・ 生きたエミュー
- ・ エミュー由来の畜産物（肉、ジャーキー、臓器、卵、羽など）

- 上記のものは、これまでは動物検疫を受けずに輸入できましたが、**令和8年10月1日以降、輸入時に動物検疫を受ける必要**があります

注：量や用途にかかわらず、個人のお土産も動物検疫の対象です
(例：豪州からのエミュージャーキーなど)

- 上記のものを輸入するには、各国と締結している**家畜衛生条件**
(生きた家きん、家きん肉等)を満たした**輸出国政府機関発行の検査証明書が必要**となります

注：輸出国で高病原性／低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、その国（または一部地域）からのエミューを含む全ての生きた家きん、家きん肉、家きん卵等の輸入が一時停止されます

